

第40号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年8月17日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第七項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額」を「その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額」に改め、「応じた額」の下に「に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

第七条の三を削る。

第二十条第四項及び第二十二条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条第三項、第三十条第三項、第三十一条第二項及び第三十二条の二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第七条中「前条」を「第六条」に改め、同条を付則第八条とし、付則第六条の次に次の一条を加える。

（職員の定年の引上げに関する経過措置）

第七条 当分の間、職員の給料月額は、その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（第三項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合）にあつては、当該異なる給料月額）に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合は

これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。」とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

二 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

三 地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び第五項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第一項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第一項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第一項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第一項の規定の適用を受ける職員（第三項に規定する職員を除く。）に限る。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるものとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第一項の規定によりその者の受ける給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

6 第三項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第一項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前三項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 当分の間、第一項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第一条の二第二項、第二条第一項及び第四項並びに第五条の二の規定の適用については、同条例第一条の二第二項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号。以下「給与条例」という。）付則第七条第一項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第二条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第七条第一項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第四項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第七条第一項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第五条の二中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第七条第一項の規定による降給は、この限りでない」とする。

8 前各項に定めるもののほか、第一項及び第三項の規定による給料月額その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第一中「~~甲中選Ⅲ~~」を「~~甲中選Ⅲ~~選Ⅲ」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第七条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項及び第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十

九号) 第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする」とする。

5 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十九号)第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十条第四項及び第二十二条第二号の規定を適用する。

7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用職員」という。)については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十七条第三項及び第三十一条第二項の規定を適用する。

8 改正後の条例第三十条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。

9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、暫定再任用職員には適用し

ない。

(委任)

10 付則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年条例第二十七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条から第六条まで（略） （初任給及び昇格昇給等の基準）</p> <p>第七条 第一項から第五項まで（略）</p> <p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十四号）第五条の二の規定に基づき、<u>その者</u>が降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給（当該受けていた号給が<u>その者</u>の属する職務の級の最低の号給の上位三号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</p> <p>7 地方公務員法<u>第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、<u>勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>8（略） （育児短時間勤務職員等の給料月額）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>第一条から第六条まで（略） （初任給及び昇格昇給等の基準）</p> <p>第七条 第一項から第五項まで（略）</p> <p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十四号）第五条の二の規定に基づき、<u>当該職員</u>が降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給（当該受けていた号給が<u>職員</u>の属する職務の級の最低の号給の上位三号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</p> <p>7 地方公務員法<u>第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）の給料月額は、<u>給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>8（略） （育児短時間勤務職員等の給料月額）</p> <p>第七条の二（略） <u>（再任用短時間勤務職員の給料月額）</u></p> <p><u>第七条の三 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第</u></p>

第八条から第十九条まで (略)

(超過勤務手当)

第二十条 第一項から第三項まで (略)

4 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

5 (略)

第二十一条 (略)

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十二条 第十九条第一項、第二十条第一項、第三項及び第五項並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時

二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第七条第七項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条から第十九条まで (略)

(超過勤務手当)

第二十条 第一項から第三項まで (略)

4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

5 (略)

第二十一条 (略)

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十二条 第十九条第一項、第二十条第一項、第三項及び第五項並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時

間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

一 （略）

二 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間を同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

第二十三条から第二十六条まで （略）

（期末手当）

第二十七条 第一項から第二項まで （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十五」とする。

第四項及び第六項 （略）

第二十八条及び第二十九条 （略）

第三十条 第一項から第二項まで （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十」とする。

第四項から第七項 （略）

（義務教育等教員特別手当）

第三十一条 第一項 （略）

間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

一 （略）

二 再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間を同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

第二十三条から第二十六条まで （略）

（期末手当）

第二十七条 第一項から第二項まで （略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十五」とする。

第四項及び第六項 （略）

第二十八条及び第二十九条 （略）

第三十条 第一項から第二項まで （略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十」とする。

第四項から第七項 （略）

（義務教育等教員特別手当）

第三十一条 第一項 （略）

2 義務教育等教員特別手当の月額は、四千百五十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3 （略）

第三十二条 （略）

（扶養手当及び住居手当についての適用除外）

第三十二条の二 第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第三十二条の三から第三十四条 （略）

付 則

第一条から第六条まで （略）

（職員の定年の引上げに関する経過措置）

第七条 当分の間、職員の給料月額は、その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（第三項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合にあっては、当該異なる給料月額）に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

2 義務教育等教員特別手当の月額は、四千百五十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3 （略）

第三十二条 （略）

（扶養手当及び住居手当についての適用除外）

第三十二条の二 第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、再任用職員には適用しない。

第三十二条の三から第三十四条 （略）

付 則

第一条から第六条まで （略）

二 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

三 地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び第五項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第一項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第一項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第一項の規定によりその者の受ける給料月額」とす

る。

5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第一項の規定の適用を受ける職員（第三項に規定する職員を除く。）に限る。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるものとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第一項の規定によりその者の受ける給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

6 第三項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第一項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前三項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 当分の間、第一項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第一条の二第二項、第二条第一項及び第四項並びに第五条の二の規定の適用については、同条例第一条の二第二項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号。以下「給与条例」という。）付則第七条第一項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第二条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第七条第一項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第四項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第七条第一項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第五条の二中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第七条第一項の規定による降給は、

この限りでない」とする。

8 前各項に定めるもののほか、第一項及び第三項の規定による給料月額その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(委任)

第八条 付則第二条から第六条までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二から別表第三まで (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第七条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項及び第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした

(委任)

第七条 付則第二条から前条までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

別表第一 (略)

別表第二から別表第三まで (略)

場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

5 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十条第四項及び第二十二条第二号の規定を適用する。

7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十七条第三項及び第三十一条第二項の規定を適用する。

8 改正後の条例第三十条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、  
「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。

9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（委任）

10 付則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

【改正後】

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>定年前再任用 短時間勤務職 員</u> 以外の職員		円	円	円	円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>定年前再任用 短時間勤務職 員</u>		229,400	268,200	291,300	330,300

備考 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

【改正前】

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用職員</u> 以 外の職員		円	円	円	円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>再任用職員</u>		229,400	268,200	291,300	330,300